

海岸環境整備事業（拡充）

【184（312）百万円】

対策のポイント

国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため海岸環境の整備を行います。

- ・ 周辺のレクリエーション施設と併せて総合的なレクリエーション機能を発揮するための海岸環境整備が求められています。
- ・ 個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことにより、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組への支援が求められています。

政策目標

失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生を図ります
40 km（H14年度） 53 km（H19年度）に増加

< 内容 >

周辺のレクリエーション施設と併せて総合的なレクリエーション機能を発揮するため、海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を支援します。

広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活性化計画の策定とこの計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を支援します。

< 事業実施主体 >

1. 事業実施主体 地方公共団体
2. 補助率 1 / 3
3. 事業実施期間 平成20年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2210（直））]